

始良市農業委員会総会議事録（令和2年年5月）

1. 開催日時 令和2年5月29日（金） 午後0時50分～午後3時10分まで
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（19人）

1 番	小長野 誠	1 1 番	堂前 澄男
2 番	坂元 廣幸	1 2 番	西 泰行
3 番	本村 正一	1 3 番	川島 兼次
4 番	福森 徳昭	1 4 番	内飩 達也
5 番	牧野田 隆平	1 5 番	平 富士夫
6 番	杉尾 敏憲	1 6 番	岩元 律子
7 番	市蘭 由美子	1 7 番	松元 信道
8 番	白尾 親昭	1 8 番	夏田 恒
9 番	今村 逸子	1 9 番	米迫 慎二
1 0 番	野元 幸雄		

欠席委員なし

農地利用最適化推進委員 出席委員（12人）

1 番	内村 幸雄	7 番	松永 政文
2 番	宇都 和義	8 番	松元 健一
3 番	扇蘭 弘行	9 番	池端 隆志
4 番	柚木 利雄	1 0 番	新屋敷 幸一
5 番	大重 孝司	1 1 番	中村 政芳
6 番	上福元 克己	1 2 番	柳迫 勝美

欠席委員なし

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3 号 農地転用事業計画変更申請について
6. 議案第 4 号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5 号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第 6 号 農地の利用目的変更願について
9. 議案第 7 号 農地あっせん申出（売渡 希望）について

- 10. 議案第 8 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
- 11. 議案第 9 号 始良市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更（案）について
- 12. 農地あっせんの経過報告
- 13. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
- 14. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
農地係長
農地係主任主査
農地係主査
振興係長
振興係主任主査
加治木農林水産係長
始良農林水産係長

	始良市農業委員会総会議事録（令和２年５月） （大会議室に農業委員全員着席）
事務局長	姿勢を正してください。 一同礼。 〔１．総会の通告〕
議 長	ただいまから、令和２年度第２回始良市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席農業委員は<u>１９名中、１９名</u>で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
	————— 会務報告 —————
議 長	それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
事務局	資料により説明。
	————— 議事録署名委員の指名 —————
議 長	議事日程に入ります。 それでは、日程第１、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第１７条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
委 員	『異議なし』
議 長	それでは、５番委員、６番委員にお願いいたします。
	————— 会議書記の指名 —————
議 長	つぎに、日程第２、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇振興係長と〇〇農地係長を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法第３１条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができなくなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。関係議案、終了後に入室・着席していただきます。

議 長	なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願いいたします。 ————— 議案第 1 号 ————— それでは、日程第 3、議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。 1 番から 5 2 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1 ページ目でございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。 公告日は 5 月 3 1 日、契約の始期は 6 月 1 日をそれぞれ予定しております。 契約年数につきましては、1 年間で 3 件、3 年間で 9 件、5 年間で 2 4 件、6 年間で 1 件、1 0 年間で 1 5 件で、合計 5 2 件となっております。面積につきましては、合計 9 0, 7 2 4 m²となっております。 農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の 2 ページから 1 0 ページにございますので、ご確認いただきたいと思います。 なお、総会資料の 8 ページから 9 ページ、4 1 番から 4 2 番までが 1 5 番委員、4 3 番から 4 5 番までが 9 番委員、4 6 番が 2 番委員、9 ページから 1 0 ページ、4 7 番から 4 9 番までが 1 6 番委員、5 0 番が 5 番委員、5 1 番が 1 8 番委員、5 2 番が 1 9 番委員の関連する議案となっております。 こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしくお願いいたします。 以上、第 1 号議案の説明を終わります。
議 長	それでは、1 番から 4 0 番までについて、一括して質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	[質問、意見なし]
議 長	それではお諮りいたします。 議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての 1 番から 4 0 番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

議 長	委 員	〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について1番から40番までについては、原案のとおり決定いたしました。 なお、議案第1号41番から52番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。 41番から42番の関係者、15番委員の退席をお願いします。
議 長	委 員	（15番委員退席） それでは、41番から42番について一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
議 長	委 員	「質疑・意見なし」 それではお諮りいたします。議案第1号 41番から42番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員	〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、41番から42番については原案のとおり決定いたしました。 15番委員は着席してください。
議 長	委 員	（15番委員着席） 次に、43番から45番の関係者、9番委員の退席をお願いします。
議 長	委 員	（9番委員退席） それでは、43番から45番について一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
議 長	委 員	「質疑・意見なし」 それではお諮りいたします。議案第1号 43番から45番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員	〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、43番から45番については原案のとおり決定いたしました。

		9番委員は着席してください。
	委 員	(9番委員着席)
議 長		次に、46番の関係者、2番委員の退席をお願いします。
	委 員	(2番委員退席)
議 長		それでは、46番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それではお諮りいたします。議案第1号 46番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、46番については原案のとおり決定いたしました。 2番委員は着席してください。
	委 員	(2番委員着席)
議 長		次に、47番から49番の関係者、16番委員の退席をお願いします。
	委 員	(16番委員退席)
議 長		それでは、47番から49番について一括して、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それではお諮りいたします。議案第1号 47番から49番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、47番から49番については原案のとおり決定いたしました。 16番委員は着席してください。
	委 員	(16番委員着席)

議 長		次に、５０番の関係者、５番委員の退席をお願いします。
	委 員	(５番委員退席)
議 長		それでは、５０番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それではお諮りいたします。議案第１号 ５０番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第１号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、５０番については原案のとおり決定いたしました。 ５番委員は着席してください。
	委 員	(５番委員着席)
議 長		次に、５１番の関係者、１８番委員の退席をお願いします。
	委 員	(１８番委員退席)
議 長		それでは、５１番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それではお諮りいたします。議案第１号 ５１番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第１号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、５１番については原案のとおり決定いたしました。 １８番委員は着席してください。
	委 員	(１８番委員着席)
議 長		次に、５２番につきましては、議事制限に私が関係しておりますので、会長職務代理者の１８番委員に議長を交代します。

	委 員	(会長退席)
	委 員	(会長代理 議長席に着席)
議 長		それでは、52番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それではお諮りいたします。議案第1号 52番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、52番については原案のとおり決定いたしました。 このあとは、会長に議長をお返しします。
	委 員	(会長代理 議長席から退席)
	委 員	(会長 議長席に着席)
		議案第2号
議 長		次に、日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から11番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第2号 農地法3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。総会資料は、11ページから13ページでございます。今月の申請件数は、11件となっております。 先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから11ページに調査書がございますので、ご審議の参考として下さい。 それでは、1番についてご説明申し上げます。 譲受人 西餅田在住の〇〇。譲渡人 同じく西餅田在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、上名字宮尾〇〇番〇 畑、字宮川内〇〇番〇 畑、字宮川内〇〇番〇 田、3筆の2, 710㎡となります。 以上で1番の説明を終わります。

議 長 委 員	ただいまの説明の１番に関連して、１１番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。１１番委員です。調査報告をいたします。 令和２年５月１４日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人と譲渡人は、親子関係で、上名地区で畜産を中心に農業経営を行っております。労働力・機械等は問題ありません。 よって、当申請は、農地法第３条第２項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上、１番の報告を終わります。
議 長 事務局	次の、２番について事務局の説明を求めます。 それでは、２番につきましてご説明申し上げます。 譲受人 蒲生町米丸在住の〇〇。譲渡人 住吉在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、住吉字芳元町〇〇番〇 田、 ２０８㎡となります。 以上で２番の説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明の２番に関連して、１０番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。１０番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。 令和２年５月１４日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、Ａコープに勤務し、奥さんと２haの田んぼを耕作されております。両親が高齢となっているため、利用権設定の農地を全部返還して、自らの農地だけで耕作されていましたが、申請地の農地が、現在耕作されている農地のとなりの農地ということで買うことになったようです。農機具ですが、トラクター、コンバイン、軽トラックを保有されております。 当申請は、農地法第３条第２項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、２番の報告を終わります。
議 長 事務局	次の、３番について事務局の説明を求めます。 それでは、３番についてご説明申し上げます。 譲受人 蒲生町久末在住の〇〇。譲渡人 蒲生町北在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町白男字逆水〇〇番〇田、 ２７０㎡となります。 以上で３番の説明を終わります。

議 長	ただいまの説明の3番に関連して、18番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。18番委員です。それでは、調査報告をいたします。 令和2年5月16日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請農地は、大山地区の集落にあります。譲受人は、認定農業者でもあり、機械・技術はもっているため、問題ありません。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、3番の報告を終わります。
議 長	次の、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、4番についてご説明申し上げます。 譲受人 鹿児島市西佐多町在住の〇〇。譲渡人 蒲生町上久徳在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町漆字ニガキ〇〇番〇 畑、字ニガキ〇〇番〇 畑、字ニガキ〇〇番〇 畑、字ニガキ〇〇番〇 畑、4筆の4、193㎡となります。 以上で4番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の4番に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。7番推進委員です。 令和2年5月17日に、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請農地は、漆地区にあり、耕作しにくい場所がありますが、譲受人である息子が引き続き耕作することになったとのこと。機械、労働力ともに問題ないようです。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、4番の報告を終わります。
議 長	次の、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、5番につきましてご説明申し上げます。 総会資料は12ページです。 譲受人 鹿児島市冷水町在住の〇〇。譲渡人 船津在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、船津字二俣〇〇番 田、字二俣〇〇番〇 田、2筆の2、433㎡となります。 以上で5番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の5番に関連して、9番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい。9番委員でございます。 令和2年5月20日、現地にて譲受人と面談して、聞き取り調査をいたしました。譲渡人と譲渡人は、親子関係です。労働力は十分で、機械も揃っております。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われしますので、許可相当と思われ。 以上で、5番の報告を終わります。
議長	次の、6番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、6番につきましてご説明申し上げます。 譲受人 西餅田在住の〇〇。譲渡人 同じく西餅田在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、寺師字松葉〇〇番〇 畑、字松葉〇〇番〇 田、字松葉〇〇番 畑、字松葉〇〇番〇 田、4筆の1, 920㎡となります。 以上で6番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明の6番に関連して、10番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい。10番推進委員です。それでは、報告いたします。 令和2年5月15日に、譲受人本人と申請地で会い、聞き取りを行いました。譲受人は、以前、寺師に資材置場を購入されていますが、今回の申請農地は、この資材置場の裏側にあります。申請地は、耕作放棄地状態であることと、水の便が悪いため、畑として利用したいとのことでした。労働力は、本人一人で十分で、機械も揃っているということでした。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われしますので、許可相当と思われ。 以上で、6番の報告を終わります。
議長	次の、7番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、7番につきましてご説明申し上げます。 譲受人 西餅田在住の〇〇。譲渡人 鹿児島市西紫原町在住の売買による所有権移転です。申請地の所在は、寺師字松葉〇〇番 畑、425㎡となります。 以上で7番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明の7番に関連して、10番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい。10番推進委員です。それでは、報告いたします。 令和2年5月15日に、譲受人本人と申請地で会い、聞き取りを行いました。6番で説明したとおり、申請地は耕作放棄地となっていたところであります。譲受人は、野菜を植え畑として利用するとのことでした。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われまので、許可相当と思われま。 以上で、7番の報告を終わります。
議長	次の、8番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、8番についてご説明申し上げます。 譲受人 北山在住の〇〇。譲渡人 同じく北山在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、北山字山神宇都〇〇番 田、字山神宇都〇〇番 田、2筆の815㎡となります。 以上で8番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明の8番に関連して、14番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい。14番委員です。それでは、調査報告をいたします。 令和2年5月18日に、譲受人本人と申請地で会い、聞き取りを行いました。申請地は、譲受人の自宅の真下になります。譲受人は、1町の田んぼを耕作されています。譲渡人は、ご主人がなくなり、田んぼを管理できない状態でした。労働力は、問題ありません。機械も全て揃っています。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われまので、許可相当と思われま。 以上で、8番の報告を終わります。
議長	次の、9番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、9番につきましてご説明申し上げます。 総会資料は13ページです。 譲受人 永瀬在住の〇〇。譲渡人 鹿児島市常盤1丁目在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、中津野字小岩崎〇〇番〇田、字小岩崎〇〇番〇 田、字小岩崎〇〇番〇 田、字小岩崎〇〇番 田、字小岩崎〇〇番〇 田、字宮下川原〇〇番 田、字小岩崎〇〇番〇 田、7筆の3,367㎡となります。 以上で9番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明の9番に関連して、12番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

	委員 はい。１２番推進委員でございます。それでは、調査報告をいたします。 令和２年５月２０日、現地にて譲受人と面談して、聞き取り調査をいたしました。譲受人は、〇〇造園の会長です。この申請地は、長い間売りに出された農地でありました。譲受人は、現在３町歩耕作されております。将来的には、１２町歩から１５町歩程度耕作する希望があるようです。 当申請は、農地法第３条第２項の各号に、該当しないと思われまので、許可相当と思われます。 以上で、９番の報告を終わります。
議長	次の、１０番について事務局の説明を求めます。 事務局 それでは、１０番につきましてご説明申し上げます。 譲受人 平松在住の〇〇。譲渡人 同じく平松在住の売買による所有権移転です。申請地の所在は、平松字上福元水流〇〇番〇 田、６５㎡となります。 以上で１０番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明の１０番に関連して、９番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 委員 はい。９番推進委員です。それでは、調査報告いたします。 令和２年５月１９日に、譲受人本人と申請地で会い、聞き取りを行いました。譲受人は、牛を飼育されているそうです。機械は、トラクターしか無いようですが、機械は借りるとのことでした。申請農地は、面積が小さいため、牧草地として利用したいということでした。 当申請は、農地法第３条第２項の各号に、該当しないと思われまので、許可相当と思われます。 以上で、１０番の報告を終わります。
議長	次の、１１番について事務局の説明を求めます。 事務局 それでは、１１番につきましてご説明申し上げます。 譲受人 加治木町新富町在住の〇〇。譲渡人 千葉県市原市在住の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町小山田字下見帰〇〇番 畑、１，３８５㎡となります。 以上で１１番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明の１１番に関連して、２番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 委員 はい。２番委員です。それでは、調査報告いたします。

議 長	令和2年5月15日に、譲受人と申請地で会い、聞き取りを行いました。当申請地は、15年前くらい前から、柿や杷美が植えられていました。譲渡人は、現在千葉県に在住で、鹿児島に帰ってくる予定がないため、おじである譲受人へ贈与するとのことでした。譲受人は、 1, 7町歩近く耕作されており、機械等も揃っております。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、11番の報告を終わります。
委 員	「挙 手」
議 長	これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から11番について一括して質疑に入ります。
委 員	質疑のある方は挙手をお願いします。 16番委員。
議 長	16番委員です。
事務局	6番の4筆は、地目は正しいですか。
議 長	事務局いかがですか。
委 員	登記は正しいですが、現況は全て畑になっています。
議 長	16番委員よろしいでしょうか。
委 員	はい。
議 長	ほかにございませんか。
委 員	[質疑・意見なし]
議 長	それではお諮りいたします。
委 員	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から11番については、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
議 長	[賛成多数]
	賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から11番については、原案のとおり決定いたしました。

		————— 議案第 3 号 —————	
議 長			
	事務局		
議 長			
	委 員		
議 長			
	委 員		
議 長			

委員	議案第3号、農地転用事業計画変更申請の1番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。 〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の1番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。
	————— 議案第4号 —————
議長	次に、日程第6 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は15ページでございます。今月の申請件数につきましては、1件となっております。 それでは、1番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、蒲生町白男在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町白男字大野尻〇〇番〇 畑、289㎡です。 申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は山林で、理由といたしましては、申請地は山間地で、鳥獣被害や高齢化により耕作不能となったということです。こちらは、自己資金で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画書、始末書が添付されております。 以上で、1番の説明を、終わります。
議長	ただいまの説明の1番に関連して、5番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい。5番推進委員でございます。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置ですが、新留地区公民館から西に約1,700mの位置でございます。被害防除といたしまして、現況が、東が市道、西が山林、南が里道、北が市道となっております。申請実現の確実性としましては、転用済みのため、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告終わります。

議 長	これより、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番については、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。
————— 議案第5号 —————	
議 長	次に、日程第7 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から12番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、16ページから18ページでございます。今月の申請件数につきましては、12件となっております。 それでは、1番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 大阪府大阪市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人 蒲生町漆在住の〇〇です。土地の所在が、蒲生町漆字木ノ原〇〇番 田、字四反田〇〇番 田、計2筆の合計面積が1,093㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、太陽光発電所で、理由につきましては、日照時間が長く太陽光設置に最適であるということでもあります。こちらは、自己資金で対応し、改良区等は、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。こちらにつきましては、隣接地である〇〇番原野631㎡と一体利用となっており、全事業面積は、1,724㎡となっております。 以上で、1番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説

委員	明をお願いします。 7番推進委員です。調査報告を行います。 農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、旭公民館から、北に約950mの位置です。被害防除現況としまして、東が市道、西が原野、南が水路、北が里道です。申請実現の確実性としまして、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議長	次の、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	続きまして、2番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は、下名在住の〇〇。譲渡人は、蒲生町上久徳在住の〇〇です。土地の所在は、蒲生町北字寺倉〇〇番 畑、349㎡です。土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha以上の区域内の農地であり、農地区分は第1種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 70.50㎡で、理由としましては、自己の住宅を建築して、生活の安定を図りたいとのこととございます。こちらは、融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。なお、こちらにつきましては、第1種農地ということで、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 以上で、説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、6番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	6番推進委員です。報告いたします。 農地区分が第1種農地ではありますが、第一種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、北中公民館から、南に約150mの位置です。被害防除現況としまして、東が道路、西が宅地、南が水路、北が宅地です。申請実現の確実性ですが、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は特にございません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議長	次の、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、3番につきまして、ご説明いたします。

議 長	譲受人 永池町在住の〇〇。譲渡人 平松在住の〇〇です。土地の所在が、永池町〇〇番〇 畑、263㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されておりまして、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由のほうは、居住する家屋の駐車場がて手狭なため、駐車場として利用したいということでございます。融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付がされております。 以上で、説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、10番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。10番推進委員です。それでは報告します。 農地区分が第3種農地で、問題ございません。申請地の位置は、JAファーム重富店から南東に約40mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が畑、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上です。
議 長 事務局	次の、4番について事務局の説明を求めます。 それでは、4番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 西餅田在住の〇〇。譲渡人 加治木町朝日町在住の〇〇です。土地の所在が、加治木町木田字星原〇〇 田、字星原〇〇番 田、字星原〇〇番 田、計3筆の合計面積が467㎡です。土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha以上の区域内の農地であり、農地区分は第1種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 119.24㎡で、理由としましては、子供が成長して手狭になったため、一般住宅を建築したいとのことでございます。融資で対応し、土地改良区の意見書がございます。また、被害防除計画書の添付もされております。こちらは、議案第3号の1番と関連があります。なお、こちらにつきましては、第1種農地ということで、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 以上で、説明を終わります。
議 長	本案件につきましては、議案第3号1番で、2番推進委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。
議 長	次の、5番について事務局の説明を求めます。

事務局	続きまして、5番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 薩摩川内市在住の〇〇。譲渡人 愛知県安城市在住の〇〇です。土地の所在は、蒲生町上久徳字車田〇〇番〇 畑、537㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 166.34㎡で、理由としましては、借家住まいのため、自家住宅を建築したいということでございます。融資で対応し、こちらのほうは、区域外のため改良区のほうは、不要となっております。また、被害防除計画書、面積超の理由書の添付があります。こちらにつきましては、隣接地である〇〇番〇の一部 宅地 85.62㎡、〇〇番〇宅地 10.88㎡と一体利用となっており、全事業面積が633.50㎡となっております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、7番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。7番委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、川東地区いきいき交流センターから北西に約100mの位置にございます。被害防除ですけれども、東が畑、西が宅地、南が宅地、北が畑です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
議 長	ここで、しばらく休憩いたします。 (休 憩)
議 長	休憩まえに引き続き、会議を再開いたします。 次の、6番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、6番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 蒲生町下久徳在住の〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇です。土地の所在が、蒲生町久末字柏木〇〇番〇 田、298㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 65㎡で、理由としましては、自己住宅を建築して、生活の安定を図るということでございます。融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため、不要となります。また、被害防除計画が添付されております。

議 長	以上で、説明を終わります。
委 員	ただいまの説明に関連して、6番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。6番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですけれども、迫地区いきいき交流センターから南に約350mの位置です。被害防除現況としましては、東が里道、西が水路、南が水路と私道、北が県道でございます。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありませんとなっておりますが、現地調査の際、県道と申請地の間に、一部県の土地にかかっている部分があるため、県の許可申請が必要ではないかという意見がありました。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございますが、さきほどの、県への申請待ちであります。
議 長	事務局、補足説明はありますか。
事務局	申請人に確認したところ、県に申請済みとのことでございました。
議 長	6番推進委員。よろしいですか。
委 員	はい。
議 長	次の、7番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、7番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 鹿児島市の合同会社〇〇 代表社員〇〇。譲渡人 池島町在住の〇〇です。土地の所在が、東餅田字中渡口〇〇番〇 田、字中渡口〇〇番〇 田、計2筆で合計面積が905㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、近隣商業地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は共同住宅 1棟 273.28㎡で、理由としましては、共同住宅を建築し、地域の住宅緩和に寄与するとともに、自社の経営安定を図るとのことでございます。融資で対応しまして、土地改良区の意見書がございます。また、被害防除計画も添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、6番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	6番委員です。報告いたします。

議 長	立地基準、農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、洋服の青山から南東に約250mの位置です。被害防除現況といたしまして、東が水路、西が市道、南が雑種地、北が畑と宅地です。申請実現の確実性といたしまして、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
事務局	次の、8番について事務局の説明を求めます。 それでは、8番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 霧島市の有限会社〇〇 代表取締役〇〇。譲渡人 加治木町錦江町在住の〇〇です。土地の所在は、加治木町木田字一丁田〇〇番田、1, 118㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は資材置場で、理由としましては、業務拡張により在庫機械の置場が手狭になったためということでございます。資金のほうは、自己資金で対応し、改良区のほうは、土地改良区の意見書がございます。また、被害防除計画書も添付されてございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、8番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。8番委員が、報告いたします。 立地基準、農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、岩原公民館から北西に約200mの位置です。被害防除現況といたしまして、東が里道、西が宅地、南が市道、北が水路。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、9番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、9番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 船津在住の〇〇。譲渡人 東京都足立区在住の〇〇です。土地の所在が、鍋倉字稻荷脇〇〇番 畑、字稻荷脇〇〇番〇 畑、2筆の合計面積が470㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟

議 長	119. 24㎡で、理由のほうにつきましては、借家で手狭なため、自己の住宅を建築したいとのことでございます。融資で対応しまして、改良区のほうは、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画書の添付がございます。 以上で、説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、5番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。5番委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置ですが、宇都公民館から北に約30mの位置です。被害防除現況といたしまして、東が市道、西が畑、南が宅地、北が畑。申請実現の確実性といたしまして、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、10番について事務局の説明を求めます。 それでは、10番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 西餅田在住の〇〇。譲渡人 鍋倉在住の〇〇です。土地の所在は、鍋倉字房屋敷〇〇番〇 田、815㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、資材置場で、理由につきましては、収集物の一時保管場所として使用したいということでございます。自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付がございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、6番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 6番委員です。調査報告を行います。 農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありませんでした。申請地の位置は、宇都公民館から北東に150mの位置です。被害防除現況といたしまして、東が山林、西が河川、南が荒地、北が市道。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。

議 長	以上で、報告を終わります。 次の、１１番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、１１番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 大阪府大阪市の〇〇株式会社 代表取締役〇〇。譲渡人 平松在住の〇〇です。土地の所在は、平松字上福元水流〇〇番〇 田、 9 8 6 ㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第３種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由につきましては、職員及び事業車両駐車場が不足しているため、駐車場として利用したいとのことでございます。自己資金で対応し、改良区のほうは、土地改良区の意見書がございます。また、被害防除計画書の添付もあります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、１０番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 １０番推進委員です。報告いたします。 立地基準、農地区分は、第３種農地で、問題ありませんでした。申請地の位置ですが、ヤマト運輸から東に約１５０ｍの位置であります。被害防除現況ですが、東が田、西も田、南が市道、北が田であります。申請実現の確実性ですが、自己資金証明もあり、問題ありませんでした。条件及び特記事項も、問題ありませんでした。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上、終わります。
議 長	次の、１２番について事務局の説明を求めます。 それでは、１２番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 福岡県福岡市の〇〇株式会社 代表取締役〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇。土地の所在が、蒲生町白男字羽段鹿倉〇〇番 田、 1, 1 7 0 ㎡となっております。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり１０ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第２種農地と判断されます。転用目的は、太陽光発電所で、理由につきましては、太陽光発電施設を設置したいということでございます。自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付があります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、５番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

	委 員	はい。5番推進委員です。報告いたします。 農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありませんでした。申請地の位置は、新留地区公民館から、北東に700mの位置です。被害防除現況は、東が畑、西が山林、南が市道、北が山林です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上、終わります。
議 長		調査員の皆さん、ご苦労様でした。 これより、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から12番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員	[挙 手]
議 長		5番推進委員。
	委 員	5番推進委員です。 10番の資材置場の件ですが、ドラム缶を保管するとなっておりますが、油の流失の可能性があります、排水対策はどうなっていますか。
議 長		事務局いかがですか。
	事務局	事業計画書では、食用油の一時保管場所となっております。油がたまり次第、すぐに宮崎に搬送する計画となっております。もちろん、県の指導も受けながら排水対策がなされているということで、大丈夫という判断となりました。
議 長		5番推進委員よろしいでしょうか。
	委 員	わかりました。
議 長		ほかに何かありませんか
	委 員	[質疑・意見なし]
議 長		それではお諮りいたします。 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から12番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委員	[賛成多数]
議長	賛成多数により、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から12番までについて、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。 なお、2番と4番につきましては、第一種農地ということで、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。
	————— 議案第6号 —————
議長	次に、日程第8 議案第6号 農地の利用目的変更願についてを議題に供します。
事務局	1番ついて事務局の説明を求めます。 それでは、議案第6号 農地の利用目的変更願についてご説明いたします。総会資料は19ページでございます。今月の申請件数につきましては、1件となっております。 それでは1番につきまして、ご説明いたします。申請人は船津在住の〇〇、所有者も同一でございます。土地の所在は船津字王子原〇〇番〇田、510㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行があり、農地の広がり10ha以上ある農用地区域内の農地であります。変更後の使用目的は畑で、理由としましては、果樹や野菜の栽培品目を増やして経営安定を図りたいということでございます。また、被害防除計画の添付がございます。 以上で、説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、5番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	5番委員です。報告いたします。 農地区分は、農用地区域内農地です。申請地の位置ですが、春花公民館から、南東へ約100mの位置です。被害防除の現況でございますが、東が水路、西が市道、南が田、北も田でございます。申請実現の確実性ですが、野菜を栽培しているため、確実であります。条件および特記事項は、ありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見です。 以上で、報告を終わります。
議長	それでは、議案第6号 農地の利用目的変更願についての1番について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それではお諮りいたします。 議案第6号、農地の利用目的変更願についての1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	[賛成多数]
議 長		賛成多数により、議案第6号、農地の利用目的変更願についての1番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
		————— 議案第7号 —————
議 長		次に、日程第9 議案第7号 農地あっせん申出（売渡 希望）についてを議題に供します。 1番から2番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第7号 農地あっせん申出（売渡 希望）についてご説明申し上げます。総会資料は20ページです。今月の申請につきましては、売渡2件となっております。参考資料につきましては、57ページからになりますので、審議の参考としてください。 それでは、1番を説明申し上げます。 内容につきましては売渡です。土地の所在が、船津字諏訪原〇〇番〇田、314㎡です。申請人は、船津在住の〇〇です。売渡譲渡価格は、総額5万円ということです。 以上で、1番の説明を終わります。 それでは、2番を説明申し上げます。 内容につきましては売渡です。土地の所在が、蒲生町白男字谷川水流〇〇番〇田、640㎡です。申請人は、鹿児島市西伊敷在住の〇〇です。売渡譲渡価格は、農業委員会に一任ということです。 以上で、2番の説明を終わります。
議 長		事務局の説明が終わりました。議案第7号 農地あっせん申出（売渡 希望）の1番から2番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それではお諮りいたします。 議案第7号 農地あっせん申出（売渡 希望）の1番から2番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。

議 長	委 員 [賛成多数] 賛成多数により、議案第7号 農地あっせん申出（売渡 希望）の1番から2番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案第7号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 地区委員の方々から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。
議 長	委 員 「意見なし」 いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第7号 農地あっせん申出（売渡 希望）についての、 1番については、9番委員、15番委員、 12番推進委員 に 2番については、7番委員、10番委員、 18番委員 に お願いしたいと思います。
議 長	委 員 「はい」 それでは、担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。
議 長 事務局	————— 議案第8号 ————— 次に、日程第10 議案第8号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。 それでは、事務局の説明を求めます。 はい。それでは、議案第8号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明いたします。 本案件につきましては、議案第1号の、農用地利用集積計画（貸借）と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積されたもので、借主が中間管理機構ですので、別議案として、上程いたしております。 なお、資料23ページの9番から11番が18番委員に係る案件となっており、農業委員会法第31条の規定の、議事参与の制限により、議事に参加はできませんので、審議の際はご退席願います。 それでは、総会資料の21ページを、お開きください。まず、今回の始期を令和2年6月1日として設定する募集期分について審議していた

	だきます。まず、利用権を設定する再配分予定者の氏名、または、名称につきましては、２３ページの各筆明細に記載してありますので、ご確認をお願いします。利用権設定を受ける者の氏名または名称については、公益財団法人鹿児島県地域振興公社理事長 鎮寺 裕人 です。本案件は、利用権設定開始日を令和２年６月１日として、本市で配分計画案を作成。次に機構が配分計画を策定し、県に認可申請を行い、当該申請に基づいて県が配分計画を認可した後に、本市農業委員会の決定を受け、市が公告することで効力が発生します。総会資料の２２ページの借換区分別集計表をご覧ください。今回、中間管理機構を借主として、利用権の設定をしようとする者は、新規５件、載せ替え６件の全体で１１件の、申請面積は、１４，０１６㎡です。設定する権利別は、使用貸借が１件、賃貸借が１０件、期間別はすべて１０年となっております。 今回の設定地域は、加治木町木田地区、蒲生町米丸地区、蒲生町北地区、蒲生町白男地区の４地区となっております。 以上で、説明を終わります。ご審議の方よろしくをお願いします。
議 長	それでは、利用権設定開始日 令和２年６月１日 各筆１番から８番までについて、一括して質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和２年６月１日 各筆１番から８番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第８号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和２年６月１日 各筆１番から８番までについて、原案のとおり決定いたしました。 なお、議案第８号 利用権設定開始日 令和２年６月１日 各筆９番から１１番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。 ９番から１１番の関係者、１８番委員の退席をお願いします。
委 員	(１８番委員退席)
議 長	それでは、９番から１１番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

議 長 委 員	「質疑・意見なし」 それではお諮りいたします。議案第 8 号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日令和 2 年 6 月 1 日 9 番から 11 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長 委 員	〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第 8 号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和 2 年 6 月 1 日 9 番から 11 番について、原案のとおり決定いたしました。18 番委員は着席してください。
議 長 委 員	（18 番委員着席）
————— 議案第 9 号 —————	
議 長	次に、日程第 11 議案第 9 号、始良市農業委員会「農地の利用の最適化の推進に関する指針」の変更（案）についてを議題に供します。それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 9 号、始良市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更（案）について、ご説明します。資料は、24 ページから 27 ページとなります。参考資料として、カラー刷りの資料がございます。 改正農業委員会法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地利用の最適化の推進」が取り組まなければならない業務として明確に位置づけられ、同法第 7 条第 1 項に基づき、活動に伴う指針を平成 29 年 5 月 31 日に、当委員会で定めたところでございます。 この指針でございますが、農地利用最適化推進の柱、すなわち遊休農地の解消、担い手への農地利用集積、新規参入の促進につきまして、それぞれ委員の任期 3 年を勘案しまして、目標数値と推進方法を定めてございます。また、指針は令和 5 年を最終目標としておりまして、3 年ごとの委員の改選期に 3 年後の目標について検証、見直しを行うものでございます。 今年度は、最初の委員改選年度でございまして、農地利用最適化推進の 3 つの推進項目につきまして、平成 29 年度から 3 年が経過した実績を検証しまして、3 年後である令和 5 年度の目標を見直し案を提案させていただくものでございます。 別添資料 1 ページをご覧ください。指針の改正内容につきましては、

議 長 委 員 議 長	鹿児島県農業会議から作成例が示されましたので、それを基に変更してございまして、変更案を左に、当初のものを右に並べ変更点を色付けした資料でございます。 黄色マーカー部分が新たに挿入された部分でございます。 内容は、法令番号等の追加や調査実施方法について細かく明文化されたもの、また、担い手への農地利用集積等の具体的な方法につきまして、農業委員会の活動目標が追加されております。 それでは、数値的な部分での改正内容でございますが、1の遊休農地の解消目標につきまして、当初の指針では平成35年度には15.3haまで減少することを目標としておりましたが、資料5ページの①のグラフをご覧くださいますと、遊休農地面積は毎年増加し続けており、本年3月では、平成29年時に比べて100haほど増加しておりまして、目標達成は非常に厳しい状況であります。 そのため、今後の3年間でこの上昇傾向を食い止め現状から少しでも遊休農地を減少できるように140haに目標を見直すものでございます。また、推進方法である農地の利用状況調査及び意向調査の調査時期につきましては、農林水産省通知の「農地法の運用について」がございしますので、こちらに基づいて実施するところであります。 続きまして、2担い手への農地利用の集積・集約化についてでございますが、6ページ②のグラフをご覧ください。参考としまして、担い手への集積面積の状況でございます。こちらは、平成35年度当初目標を本年3月には既に達成しておりますが、過去3年の伸び率を考慮しまして、令和5年度の目標を、当初より10ha増加し、集積率20.8%となる目標に見直すものであります。 また、(2)の担い手への農地利用の集約・集約化に向けた具体的な推進方法につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員の活動目標がより詳細に明文化されております。 3の新規参入の促進につきましては、こちらは当初作成後に、担い手の農地利用集積状況調査に追加された経営体を計上してございまして、当初目標を本年3月に達成しております。そのため、農業委員会の活動計画の目標でございます、毎年度2経営体増としまして、見直し時現状プラス6経営体の目標35経営体。また、取得面積につきましては、当初目標通り1経営体1.5haで計上し、9ha増の62.5haとなる目標に見直すものであります。 以上で、説明を終わります。ご審議の方よろしく申し上げます。 事務局の説明が終わりました。議案第9号について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。 [挙 手] 17番委員。
----------------------------------	---

	委 員	17番委員です。 農業委員・推進委員の活動目標が示されていますが、相当な委員の活動量が予想され、踏み込んだアンケート調査もあるかと思いますが、具体的な内容について、農業会議等と呼んだりして、研修会の開催を要望いたします。
議 長		事務局いかがですか。
	事務局	ご指摘のとおり、コロナの関係で研修会等が開催されておりません。事務局としましても、委員の方が動きやすいように努力してまいります。
議 長		17番委員。よろしいでしょうか。
	委 員	わかりました。指針についても、大まか賛成です。
議 長		ほかに質疑ありませんか。
	委 員	[挙 手]
議 長		10番推進委員。
	委 員	10番推進委員です。 人・農地プランの話がでましたので、質問させていただきます。期間の長い利用権設定については、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画(貸借)に移行できないのでしょうか。ほ場整備、パイプラインについても、農地中間管理事業を活用しないとできない状況となっています。いかがでしょうか。
議 長		事務局はどうですか。
	事務局	農地中間管理事業の貸借は、農政課が担当となっております。農政課のほうでは、重点地域を決めて、順次進めております。
議 長		10番推進委員よろしいですか。
	委 員	はい。
議 長		ほかに何かありませんか。
	委 員	「意見・質問なし」
議 長		それではお諮りいたします。 始良市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変

議 長 委 員	更（案）については、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第9号 始良市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更（案）については、原案のとおり承認することに決定いたしました。 ————— 農地あっせんの経過報告 —————
議 長 事務局	次に日程第12、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。 それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。 まず、7ページの75番〇〇の貸し付けのあっせん委員は、10番委員となっておりますが、7番委員に訂正方をお願いいたします 農地あっせんの経過報告の資料の3ページをご覧ください。29番の〇〇の借り受けですが、今月の利用権で、5,804㎡借り受けされましたが、目標に足りませんので継続とします。 7ページの74番の〇〇の貸し付けですが、今月利用権が設定されましたので、完了とします。 76番の〇〇、養鶏業の〇〇ファームの代表者ですが、来月鶏舎の5条での賃貸借を申請されとのこととです。 以上で報告を終わります。
議 長	委員の皆さんから、何か報告等ございませんか。
委 員	〔挙 手〕
議 長	12番委員。
委 員	12番委員です。 5ページの52番ですが、耕作していない農地があるので、本当に3,000㎡の畑が必要なのか、確認をしてください。もし、やる気がないのであれば、取り下げてもらえないでしょうか。
議 長	事務局どうですか。
委 員	本人に確認を取ります。
議 長	12番委員、よろしいでしょうか。

議 長	委員 はい。
議 長	ほかに報告等ありませんか。
議 長	委員 [質問・意見なし]
議 長	ないようでしたら、この案件は報告ですので、これで終わります。
————— 農用地利用集積計画（貸借）合意解約 —————	
議 長	次に日程第１３、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
議 長	事務局 それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約の報告をいたします。５月は２１件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約５月分を、後ほどご確認ください。 以上で、報告を終わります。
議 長	ただ今の事務局説明について、質疑のある方はございませんか。
議 長	委員 「質問・意見なし」
議 長	ないようですので、それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
————— その他 —————	
議 長	それでは日程第１４、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。
議 長	委員 [挙 手]
議 長	８番推進委員。
議 長	委員 ８番推進委員です。 以前から思っていたことですが、私には参考資料のページをめくるだけでも大変です。事前に、参考資料を配布できないでしょうか。事前に配布していただければ、もっと意見が出るのではないのでしょうか。
議 長	事務局どうですか。

	事務局	実際に、総会ぎりぎりまで作成しております。事前に、配布できるように努力いたしたいと思います。
議 長		8 番推進委員よろしいですか。
	委 員	はい。
議 長		事務局、努力をお願いします。 ほかに何かございませんか。
	委 員	[挙 手]
議 長		5 番委員。
	委 員	5 番委員です。 今の話ですが、参考資料の事前配布をするためには、現地調査を上旬に変更するなど、対応しないといけないのではないのでしょうか。
議 長		事務局どうでしょうか。
	事務局	参考資料は、現地調査が終わってから、調査委員に記入していただき作成しておりますが、現地調査を変更しなくても、対応できるかと思えます。
議 長		5 番委員よろしいですか。
	委 員	はい。
議 長		事務局、努力してください。 ほかに何かありませんか。
	委 員	[発言なし]
議 長		ないようですので、以上で、本日の議案の審議並びに、報告事項は全て終了しました。 事務局から何かありますか。
	事務局	○ 農業委員会作業グループの班編成と話し合いについて ○ 公務災害補償制度の説明 ○ 活動記録簿の記入について ○ 農地あっせん申出の話し合いについて

議事録署名委員

署名委員

署名委員
